

耐震診断・耐震改修費補助 申請業務概要（令和4年度用）

耐震診断		耐震改修
平成20年10月31日から令和7年度末まで	補助期間	平成21年度から令和7年度末まで
<p>契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4月以降の契約が対象。 ●交付申請は、契約締結後。 <p>交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年度内に必ず完了。 ●実績報告は、完了後10日以内。 <p>完了</p> <p>実績報告</p> <p>請求・支払</p> <p>改善計画書の提出</p> <p>耐震強度不足と診断された場合、6ヶ月以内に提出</p>	申請業務の流れ	<p>協議書提出</p> <p>選定委員会</p> <p>補助内示</p> <p>入札</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内示から入札まで2ヶ月。 ●内示後に契約。 <p>契約</p> <p>完了</p> <p>実績報告</p> <p>請求・支払</p> <p>交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実績報告は、完了後10日以内。 <p>●2ヵ年事業の場合 交付申請・実績報告・支払を2回ずつ行う</p>
耐震診断の契約後、交付申請書を提出 ⇒交付申請書の内容を審査し、交付決定する	補助審査	協議書を審査し、選定委員会に諮る ⇒審査が通れば、補助内示を出す
/	協議書提出締切	(協議スケジュール参照) 締切：令和4年11月2日 ⇒ 令和5年5月上旬 内示予定
	内示予定	※内示年度内に着工すること。 ※出来高を1%以上計上すること。
毎月月末締切とする 第1回：令和4年4月末 最終締切：令和4年12月末	交付申請書の提出	改修工事契約後に提出
交付申請書提出前に契約すること 法人が経理規程等に従い選定した業者と契約する	契約方法	<u>補助内示後に契約すること（内示前契約は補助対象外）</u> 原則として、入札による改修の設計を担当した事業者は、入札に参加できない
単年度で終了するものを対象とする 4月以降に契約し、3月末までに完了させること	複数年事業の可否	<u>複数年事業も認める</u> 年度ごとに交付申請等の事務が必要となる
業務完了後、一括で支払う	補助金の支払	年度ごとに出来高に応じて支払う